

平成24年4月23日 阿蘇市議会第3回臨時会の経過と結果の報告

第3回臨時会において審議された案件の経過と結果については以下のとおりです。

報告第5号 専決処分の報告について

公用車の物損事故について示談が成立したので、地方自治法の規定に基づき専決処分したことによる報告。

報告第6号 平成23年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計継続費精算報告書について

資本的支出予算に係る継続費が継続年度を終了したので、地方公営企業法施行令の規定に基づく報告。

承認第1号 専決処分の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部改正に伴い緊急に条例改正が必要になったため、地方自治法の規定により専決処分し、その承認を求めたものあり、次の質疑があり、本案は承認すべきものと決定しました。

問 今回の税条例改正の主な要点を具体的に。

答 東日本大震災に係る改正以外では、固定資産税、住民税の改正が行われています。平成24年度は、固定資産の価格を見直す評価替え年度にあたります。基幹年度となる今年度から平成26年度まで適用される改正が行

承認第2号 専決処分の阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部改正に伴い緊急に条例改正が必要になったため、地方自治法の規定

により専決処分し、その承認を求めたものあり、本案については特段質疑・意見等はなく、承認すべきものと決定しました。

承認第3号 専決処分の平成23年度阿蘇市一般会計補正予算について

企画振興課所管分

問 繰越明許費補正の中央公園整備委託事業で、500万円の繰越がある。これは12月の補正で増額した分ではないかと思うが、その説明を。

答 この補正に関しては、本年2月の臨時会で承認いただいたところですが、公園整備に關しまして、受託者のASOワークネットが、会社全体で経費抑

制に努め、当初計画より安く仕上げたので、公園内の未整備部分の整備のためにそのまま繰り越させていた。ただきたいということで、今回専決処分として計上させていただきました。

整であるとの、下水道課長の補足説明があり、特に質疑・意見等もなく承認すべきものと決定しました。

問

いこいの村の厨房機器一式、購入をやめた理由は。

答

オートキャンプ場のトイレの改修を優先させ、厨房機器の購入に關しては、職員の工夫により対処するとの申し出があり、今回不用額として落とさせていただきます。

承認第6号 専決処分の平成23年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

本案件も、歳入額の確定に伴う財源調整であるとの、高齢者支援課長の補足説明があり、特に質疑・意見等もなく、承認すべきものと決定しました。

承認第4号 専決処分の平成23年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

本案件は、歳入予算額の確定に伴う財源調

承認第7号 専決処分した平成23年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

本案件も、歳入額の確定に伴う財源調整であるとの、高齢者支援課長の補足説明があり、特に質疑・意見等もなく、承認すべきものと決定しました。

承認第8号 専決処分した平成23年度阿蘇市診療所特別会計補正予算について

本案件も、歳入額の確定に伴う財源調整であるとの、波野支所長の補足説明があり、特に質疑・意見等もなく、承認すべきものと決定しました。

承認第9号 専決処分した平成23年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計補正予算について

本案件も、歳入額の確定に伴う財源調整で

あるとの、阿蘇中央病院事務局長の補足説明があり、特に質疑・意見等もなく、承認すべきものと決定しました。

議案第44号 訴訟の提起について

総務部長より、株式会社阿蘇ゴルフ倶楽部についての現況、訴訟の提起に至るまでの経緯等補足説明があり、次のような質疑・意見があり、本議案は可決すべきものと決定しました。

問 訴訟ということ
で、供託金、弁護士費用、裁判費用はどのようになるのか。

答 それらの費用については、損害賠償の中で請求していきま

問 供託金は返ってくるが、弁護士費用と裁判費用は、滞納している税金と相殺というふうには考えた方が良いのでは。

答 税金が早急に回収できるという考え方はその通りですが、新しい所有者に賃料として経費分を上乗せすることも一案ではないかと思えます。

問 新たにゴルフ場を経営したいという会社の申し出があるのか。

答 現所有者の話では、この問題が片付けば、売買契約はいつでもできる相手を見つけているということでした。

議案第45号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

本案件は、熊本市の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、所在地の変更が必要になったための規約の一部変更であるとの補足説明があり、特に質疑・意見等もなく、可決すべきものと決定しました。

同意第3号 教育委員会委員の任命について

本案件は、教育委員会委員の辞職に伴い、新たに委員の任命を行うものであるとの補足説明、また、新たに任命したい者の略歴等の説明があり、本案は同意することに決定しました。

新教育委員紹介

〔氏名〕

阿南 誠一郎

〔住所〕

阿蘇市波野大字滝水
431番地

〔最終学歴〕

国立熊本大学

教育学部

昭和50年3月卒業

〔職歴〕

熊本県教諭及び

熊本県教育庁職を歴任

本年3月31日退職

